

## 平成 29～32 年度 高梁市少額物品調達等契約希望者簡易登録申請受付要領（随時受付）

「高梁市少額物品調達等契約希望者簡易登録制度」は、高梁市が発注する少額な物品の納入、製造の請負、役務の提供、業務委託等（建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等を除く）についての取引を希望する市内事業者の方を登録し、「高梁市物品調達等入札参加資格に関する要綱」の規定による入札参加資格を有する方でなくても受注機会を得られるようにするものです。

平成 29～32 年度分の登録を希望する方は下記により申請を行ってください。

### 1. 登録資格について

#### 《登録できる人》

- (1) 市内に事業所を有する法人、または住所を有する個人
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可を受けている者

#### 《登録できない人》

- (1) 上記(1)～(3)の、いずれか一つでも満たさない者
- (2) 高梁市物品調達等入札参加資格に関する要綱の規定による入札参加資格を有する者
- (3) 成年被後見人および被保佐人ならびに破産者であって復権を得ていない者
- (4) 高梁市暴力団排除条例（平成 23 年高梁市条例第 35 号）第 2 条に定める暴力団もしくは暴力団員等、またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 公共の契約の相手方として不相当であると認められる者

### 2. 登録業種について

登録を希望する業種は、申請書別紙「登録を希望する業種」一覧表の中から選択し、○で囲んでください。（登録業種数の制限はありません。）

### 3. 契約の対象範囲

1 件の予定価額が 10 万円未満の少額な物品の納入、製造の請負、役務の提供、業務委託等（建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等を除く）が対象となります。

### 4. 受付期間・場所

申請書に必要書類を添えて、持参、または郵送により提出してください。

[受付期間] 平成 29 年 2 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

(受付時間 : 午前 8 時 30 分～正午および午後 1 時～5 時)

※受付は土・日曜日、祝日を除く。

[受付場所] 高梁市役所 総務部 監理課

(〒716-8501 高梁市松原通 2043 番地/TEL : 0866-21-0235)

## 5. 提出書類

登録を希望する方は、次に掲げる書類を提出してください。証明書は写し（コピー）可ですが、証明年月日が3ヵ月以内のものとします。

(1) 高梁市少額物品調達等契約希望者簡易登録申請書（様式第1号）

※ 申請書は、監理課（市役所4階）、各地域局に備えています。また、高梁市ホームページからダウンロードもできます。

(2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書

(3) 市税の未納がないことの証明書

(4) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を証するものの写し

※登録業種の品目例、履行に必要な資格・許可等の例については、「取引を希望する営業種目【物品】」または「取引を希望する営業種目【役務・業務】」でご確認ください。

（必要な資格・許可等の例の他に履行に必要な資格・許可がある場合は写しを添付してください。）

(5) 高梁市暴力団排除条例に係る誓約書

## 6. 登録の有効期間

平成29年4月1日～平成33年3月31日（4年間）

※平成29年4月1日以降に申請をされた場合の有効期間は、登録の日から平成33年3月31日までです。

## 7. 登録すると

「高梁市少額物品調達等契約希望者登録名簿」に登載して、市が10万円未満の物品の購入や業務の委託等を発注する際の業者選定の対象となります。

ただし、登録は、契約を約束するものではありません。

## 8. 登録の取り消しについて

登録名簿に登載された方が、次のいずれかに該当した場合には登録が取り消されますのでご注意ください。

(1) 1に規定している《登録できない人》に該当することとなったとき。

(2) 契約に関し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」その他関係法令に違反する行為を行ったとき。

(3) 契約の履行に関し、不正または不誠実な行為があったとき。

## 9. 変更届

商号や代表者、事務所所在地といった登録内容や資格事項に変更があったとき、または事業を廃止したときは、速やかに監理課へ「変更届」（様式第2号）を提出してください。